

夏の到来を告げる

秩父の「お祇園」 秩父川瀬祭

問 夏祭り対策協議会（市役所観光課内）

☎ 25-5209（直通）

詳しくは秩父観光ナビをご覧ください。



秩父観光ナビQR

笠鉦・屋台曳き廻し

7月19日(日)と7月20日(月・祝)の午前中～22時ごろまで笠鉦・屋台（各4基）がまちなかで曳き廻しを行います。

秩父神社主な神事・主な見どころ

7月19日(日)19時～ 天王柱立て神事

7月20日(月・祝)12時15分ごろ 五町曳別れ(本町交差点)

7月20日(月・祝)13時ごろ 神輿渡御および神輿洗の儀式・川瀬斎場祭

7月20日(月・祝)19時ごろ 団子坂曳き上げ（東町屋台）

7月20日(月・祝)20時20分ごろ 三町曳別れ(旧ベスト電器前)

7月20日(月・祝)20時50分ごろ 兄弟笠鉦曳別れ(旧ベスト電器前)

交通規制および規制場所

次の箇所は安全対策として、車両通行禁止となります。

7月19日(日)10時～22時の間および

7月20日(月・祝)10時～22時の間

・秩父駅入口交差点～秩父地方庁舎北交差点

・秩父神社前交差点～本町交差点

・東町通り、番場通り

7月19日(日)19時30分～22時の間

・セキ薬局前～秩父駅入口交差点

7月20日(月・祝)10時～15時30分の間

・本町交差点～武之鼻橋

7月20日(月・祝)18時30分～20時30分の間

・団子坂、秩父公園西側道路周辺

7月20日(月・祝)19時～22時の間

・秩父地方庁舎北交差点～花の木小学校入口交差点

※各町内では、曳行に伴い適時交通規制および迂回誘導を行います。通行の際にはご理解・ご協力をお願いします。



○臨時駐車場

宮地グラウンド

(収容台数 普通車300台、大型車駐車可)

と き

7月19日(日)・7月20日(月・祝)

9時～22時

○花火の打ち上げ

夏の夜空に光り輝く花火を羊山公園から打ち上げます。

(羊山公園内立入禁止)

と き

7月19日(日)

19時30分～30分間程度を予定（荒天中止）

第56回秩父あんどん祭

と き 8月16日(日)

ところ 聖地公園

内容 【18時ごろ～】約8千灯の墓前あんどんや絵あんどんの点灯

【19時ごろ～】おたき上げ

【19時30分ごろ～】打上花火（スターメイン5台）

※天候等により変更や中止になる場合があります。

●アルバイト募集

就労日 8月16日(日)・17日(月)

募集人数 高校生以上60人程度

☑ 7月20日(月・祝)から窓口にて必ず本人が申し込み（要身分証明書）

※未成年者は保護者の同意が必要

●無料送迎バス・臨時駐車場

秩父あんどん祭当日 8月16日(日)

西武秩父駅発・秩父駅発 9時～19時

聖地公園発 10時～21時

臨時駐車場：聖地公園グラウンド

※臨時駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関でお越しください。

お盆期間 8月13日(休)～15日(出)

西武秩父駅発・秩父駅発 9時～16時

聖地公園発 10時～17時

問 秩父あんどん祭実行委員会（聖地公園管理事務所内）☎ 22-3469

高齢者介護課からのお知らせ

○令和8年度介護保険料決定通知書を送付します

送付時期 7月中旬

納付すべき金額と納付方法を記載していただきますので、ご確認をお願いいたします。

○要介護認定を受けている方へ「介護保険負担割合証」を送付します

送付時期 7月中旬

現在ご使用の介護保険負担割合証は、有効期限が7月31日までとなっております。8月1日から1年間有効の割合証を送付しますので、ご自身の負担割合をご確認の上、ご利用の施設にご提示ください。

○介護保険施設利用時に、食費と部屋代の軽減が受けられます(利用者負担限度額認定)

介護保険の施設サービスや短期入所サービスを利用する場合、食費、部屋代および日常生活費は自己負担が原則ですが、下記の表の要件を満たす方は、申請により、食費と部



対象者の要件

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件	
		単身	夫婦
第1段階	・老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額と、課税年金収入額・非課税年金収入額の合計が年間82万6,500円以下の方	650万円以下
第3段階①		前年の合計所得金額と、課税年金収入額・非課税年金収入額の合計が年間82万6,500円超120万円以下の方	550万円以下
第3段階②		前年の合計所得金額と、課税年金収入額・非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	500万円以下

- 屋代の軽減が受けられます。手続きに必要なもの
- ① 申請書兼同意書
 - ② 利用者本人および配偶者の預貯金通帳のコピーまたは原本(2か月以内に記帳したもの)
 - ③ 利用者本人および配偶者のマイナンバーがわかるもの
 - ④ 申請者(窓口に来る方)の本人確認ができるもの

○社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度があります

住民税非課税世帯の方で、生計が特に困難と判断される方に対し、サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担を軽減する制度です。

申請の要件や必要書類など詳細はお問い合わせください。

■高年齢者介護課 ☎25-52005

- 各総合支所市民福祉課
- 吉田 ☎72-6082
- 大滝 ☎55-0865
- 荒川 ☎54-2111

敬老会開催のお知らせ

今年度の敬老会も、昨年度同様に、集会形式で開催することを基本とします。

しかし、集会形式で開催することが難しい町会もあることから、①集会形式での開催、または②高齢者の見守りを兼ね

記念品を配布する形式のいずれかを、各町会ごとに決定していただくことになりました。

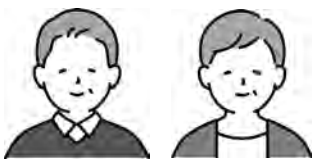
ご理解いただきませうようお願いいたします。

対象

昭和25年4月1日以前生まれの方

☎高年齢者介護課

☎25-52005



国民年金だより 国民年金の保険料免除制度

国民年金には、保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請によって保険料の納付が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

「免除」は、本人と配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認されるものであり、保険料の全部が免除になる「全額免除」に加え、保険料の一部が免除される「4分の3免除」「2分の1免除」「4分の1免除」があります。「納付猶予」は、50歳未満の方で、本人と配偶者それぞれの所得で審査し、基準を満たせば、保険料納付が猶予されます。

これらの保険料免除・納付猶予期間(一部免除期間は減額された保険料を納付した場合)は、年金受給に必要な期間に算入されます。申請期間は7月から翌年6月までとなります。原則毎年申請となりますが、全額免除または納付猶予の承認を受けた方が翌年度以降も引き続き申請を希望する場合は、改めて申請を行わなくても、自動的に審査を行います。

☎秩父年金事務所 ☎27-6560

☎25-52001

各総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082 大滝 ☎55-

0863 荒川 ☎54-2111

国民健康保険にご加入の方へ

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が更新されます

マイナ保険証の有無により、新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を世帯主あてに送付します。

「資格情報のお知らせ」は普通郵便で、「資格確認書」は特定記録郵便で、いずれも茶色の封筒で7月に郵送します。同じ世帯のご家族であっても、「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」は別々に送付するため、到着時期に差が生じる可能性があります。

高額療養費の窓口負担が軽減されます

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、一医療機関ごとの窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が減額となる場合があります。手続きが遅れると食事代の減額は受けられません。

後期高齢者医療制度にご加入の方へ

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します

8月1日から新しい資格情報に切り替わります。今年度は、8月1日時点の年齢およびマイナ保険証（保険証利用登録済のマイナンバーカード）の所有状況により、次のとおり送付するものが変わります。

①85歳以上の方	資格確認書
②85歳未満でマイナ保険証をお持ちでない方	資格確認書
③85歳未満でマイナ保険証をお持ちの方	資格情報のお知らせ(※)

※「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。必ずマイナ保険証をお持ちください。③に該当する方で「資格確認書」の交付を希望される方は、保険年金課窓口申請ください。

「資格確認書」は特定記録郵便で、「資格情報のお知らせ」は普通郵便で、いずれも灰色の封筒で7月に郵送します。

世帯の所得状況等により、毎年負担割合の判定をしています。8月1日からの窓口負担割合（1割・2割・3割）は、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」でご確認ください。

認定証が必要な場合は、手続きをお願いします。

手続きに必要なもの

- ・「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
 - ・世帯主と認定を受ける方のマイナンバーがわかるもの
 - ・本人確認書類
- 令和8年8月以降分については、7月13日(月)より申請できます。

マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関等でマイナ保険証を提示し、限度額情報の提供に同意することで、市役所窓口での申請手続きが不要になります。

※後期高齢者医療については、下記の「後期高齢者医療制度にご加入の方へ」をご覧ください。

☎保険年金課 ☎25-5201

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0863 荒川 ☎54-2111

「資格確認書」の任意記載事項（高額療養費の適用区分等）

①85歳以上の方 または ②85歳未満でマイナ保険証をお持ちでない方

高額療養費の適用区分等の記載を希望する方は、申請により適用区分を記載した資格確認書を交付します。

手続きに必要なもの 資格確認書、本人確認書類

なお、昨年度に適用区分が記載された資格確認書を交付された方は、新しい適用区分が記載された資格確認書が届きますので、ご確認ください。

③85歳未満の方でマイナ保険証をお持ちの方

医療機関等でマイナ保険証を提示し、「限度額情報の提供」に同意することで限度額を超える支払いが免除されます。

後期高齢者医療保険料額決定通知書を郵送します

納付書が同封されている方は、金融機関等で納めてください。それ以外の方は受給されている年金からの天引きか、登録いただいている口座からの引き落としとなりますので、ご確認ください。

☎保険年金課 ☎25-5201

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0863 荒川 ☎54-2111

道路に隣接している樹木や生け垣の適切な管理をお願いします

8月は「道路ふれあい月間」
8月10日は「道の日」です

道路を安全に利用していただくために、個人所有の樹木などを点検し、道路に張り出さないよう定期的な手入れをお願いします。
次のような状況が見られる土地の所有者は、樹木などの剪定をお願いします。

- ① 道路、歩道へ樹木などが張り出している。
- ② 枯れ木、折れ枝などにより通行への障害が起る恐れがある。
- ③ 竹木等の繁茂による通行への障害がある。

※道路や歩道に張り出している樹木または倒木などが原因で、歩行者や自動車などの事故が発生した場合は、樹木の所有者の責任を問われる場合があります。
※作業時は通行車両、歩行者の安全確保と、樹木からの転落などに十分ご注意ください。
※県や市では、個人所有の樹木などの伐採は行いませんが、災害時などの緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木などを予告なく伐採・撤去することがあります。

問 管理用地課 ☎26-6861
埼玉県秩父県土整備事務所管理担当・道路相談担当 ☎22-3715



公共工事の入札結果 (税込500万円以上)

入札契約方法	契約日 【完成予定】	事業名 【事業場所】	契約金額 【予定価格】 (税込/円)	落札率	契約業者	工事担当課
一般競争入札	5月25日 【12月】	聖地公園擁壁補強工事 【大宮地内】	28,779,300 【32,037,500】	89.83%	(株)日新テクノ	聖地公園管理事務所 ☎22-3469

問 工事の内容…表中の工事担当課、契約関係…契約検査課 ☎25-5216

食品ロスを削減しましょう！

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。国内では令和5年度に約464万トンもの食品ロス（家庭から約233万トン、事業者から約231万トン）が発生したと推計されています。
廃棄される食品を減らす取り組みが今後さらに求められています。

環境省が推奨する取り組み

「3010運動」は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンです。「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう。お開き10分前になったら、自分の

食品ロスの削減するものです。

席に戻って再度料理を楽しみましょう。」と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。
○ 埼玉県の取り組み
埼玉県では食品ロス削減のため、「食べきりタイム」という取り組みを行っています。

食べ残しが出やすい宴会料理を残さず食べきるために、宴会の終了15分前を「食べきりタイム」に設定し、その旨を、宴会の開始時と終了前に司会から呼びかける運動です。
宴会等で提供された料理を「残さず、食べきる」ことを新たなテーブルマナーとして実践していきましょう！

問 生活衛生課 ☎25-5202

消費生活センターからのお知らせ

高齢者を守るお助けかわらばん



○ 無料の粗品や超安価な商品で場を盛り上げる会場には気を付けて
○ その場で契約せず、購入前に家族や周囲の人に相談
○ 周囲の方は、日ごろから高齢者の様子を気にかけて

問 秩父市消費生活センター ☎25-5200
毎週月～金曜日（祝日はお休み）9時～12時、13時～16時

© 埼玉県消費生活課